

改正

平成21年3月27日条例第21号
平成26年3月26日条例第47号
平成28年3月23日条例第26号
平成29年3月22日条例第15号
令和元年9月30日条例第30号
令和4年3月17日条例第14号

白河市水道事業給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 給水装置工事及び費用（第8条—第17条）
- 第3章 給水（第18条—第25条）
- 第4章 料金、加入金及び手数料（第26条—第34条）
- 第5章 管理（第35条—第38条）
- 第6章 貯水槽水道（第39条・第40条）
- 第7章 雑則（第41条）
- 第8章 罰則（第42条・第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年白河市条例第183号。以下「設置条例」という。）第3条第2項第1号に定めるところによる。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）給水装置 需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （2）給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- （1）専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- （2）共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- （3）私設消火栓 消防用に使用するもの

（給水装置の所有者の代理人）

第5条 給水装置の所有者が給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

（管理人の選定）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、この条例に定める事項を処理させるため、管理人を選定

し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有しようとする者
- (2) 給水装置を共用しようとする者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人が不相当と認めたときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第7条 水道の利用者又は管理人（以下これらを「水道利用者等」という。）は、その家族、同居人、利用者その他の従業員等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

第2章 給水装置工事及び費用

(工事の申込み)

第8条 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(工事の費用負担)

第9条 給水装置工事に要する費用は、当該申込者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたものについては、市がその費用の全部又は一部を負担するものとする。

(工事の施行)

第10条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事の完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により工事を施行する場合においては、管理者は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第11条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第12条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

第13条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置工事の工事費の概算額を管理者が指定する期日までに予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事の完成後に精算する。

(工事費の分納)

第14条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、管理者の承認を受けて、3月以内において分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第15条 管理者が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になったときとし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第16条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を工事申込者が指定納期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第17条 管理者は、配水管の移設その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第18条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第19条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

第20条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの保管)

第21条 メーターは、管理者が設置し、水道使用者等に保管させる。

2 水道使用者等は、善良なる管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(使用中止等の届出)

第22条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止するとき。
- (2) メーターの口径又は用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない

い。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (3) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (4) 消防用として水道を利用したとき。
- (5) 共用給水装置の世帯数に異動があったとき。

(私設消火栓の利用)

第23条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、利用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防演習に利用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(給水装置の管理)

第24条 水道利用者等は、善良なる管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の負担とする。

(給水装置及び水質の調査)

第25条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の徴収)

第26条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道利用者等から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第27条 料金は、別表第1のとおりとする。

(料金の算定)

第28条 管理者は、隔月に定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)を定めてメーターの点検を行い、その使用水量をもって料金を算定する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日を変更することができる。

- 2 前項の規定による隔月の使用水量は各月均等とみなし、料金は2月通算とする。

(使用水量及び用途の認定)

第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に利用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。
- (5) 共用給水装置により水道を利用するとき。

(中途使用等の場合の料金)

第30条 月の中途において水道の利用を開始し、休止し、又は廃止した場合の基本料金は、使用日数が15日以下のときは基本料金の2分の1、15日を超えたときは1月分の基本料金として算定する。

- 2 月の中途においてメーターの口径又は用途を変更した場合の料金は、その使用日数の多いメーターの口径又は用途の料率によって算定し、その使用日数が等しいときは、変更後のメーターの口径又は用途の料率により算定する。
- 3 水道の利用を中止した場合であっても、その届出がないときは、料金を徴収する。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、払込み、口座振替又は指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により隔月徴収する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。

（加入金）

第32条 給水装置の新設の工事及びメーターの口径が増径となる改造の工事の申込者は、水道加入金（以下「加入金」という。）を納入しなければならない。ただし、臨時用として給水装置を設置する場合は、この限りでない。

2 加入金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、メーターの口径が増径となる改造の工事の申込者が納入する加入金は、新口径と旧口径に係る加入金の額の差額とする。

3 前項の加入金は、工事申込みの際に納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（手数料）

第33条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。

（1）設計審査手数料（1件につき）

工事費	手数料の額
10,000円未満	500円
10,000円以上50,000円未満	1,000円
50,000円以上100,000円未満	1,500円
100,000円以上1,000,000円未満	3,000円
1,000,000円以上	20,000円

（2）工事検査手数料（1件につき）

工事費	手数料の額
10,000円未満	500円
10,000円以上50,000円未満	1,000円
50,000円以上100,000円未満	1,500円
100,000円以上1,000,000円未満	3,000円
1,000,000円以上	20,000円

（3）給水装置工事事業者指定手数料 1件につき10,000円

（4）給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき10,000円

（5）国県道の道路占用申請手数料 1件につき2,000円

（6）各種証明手数料 1件につき200円

（料金等の減免）

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金、加入金及び手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

（給水装置の検査等）

第35条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 前項の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に

係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第12条の工事費、第24条第2項の修繕費又は第27条の料金を指定納期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第28条の使用水量の計量又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を汚染するおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第39条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。
- (設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち、簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第8章 罰則

(過料)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条の承認を受けずに給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく、第20条のメーターの設置、第28条の使用水量の計量、第35条の検査又は第37条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第24条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第27条の料金、第32条の加入金又は第33条の手数料の徴収を免れようとして偽りその他不正の行為をした者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例に基づく規定に違反し、水道施設の維持管理上害があると認められる行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第43条 偽りその他不正の行為により第27条の料金、第32条の加入金又は第33条の手数料の徴収を免れ

た者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の白河市水道事業給水条例（昭和51年白河市条例第43号）、表郷村水道給水条例（平成10年表郷村条例第10号）又は東村水道給水条例（平成10年東村条例第10号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により徴収するものとされた料金、加入金、手数料及び工事負担金については、なお合併前の条例の例による。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成21年3月27日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（料金に係る経過措置）

- 2 改正後の白河市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第27条の規定は、平成21年10月使用分以後の料金から適用し、同年9月使用分以前の料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第27条及び前項の規定にかかわらず、平成21年10月使用分から平成24年9月使用分までの料金は、次のとおりとする。この場合において、料金に1円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

期間	料金
平成21年10月使用分から平成22年9月使用分まで	改正後の条例第27条の規定による料金（以下「改正後料金」という。）から間差額（改正後料金からこの条例による改正前の白河市水道事業給水条例第27条の規定による料金を減じて得た額をいう。以下同じ。）に4分の3を乗じて得た額を控除した額
平成22年10月使用分から平成23年9月使用分まで	改正後料金から間差額に4分の2を乗じて得た額を控除した額
平成23年10月使用分から平成24年9月使用分まで	改正後料金から間差額に4分の1を乗じて得た額を控除した額

（加入金に係る経過措置）

- 4 改正後の条例第32条第2項の規定は、平成21年10月1日以後の工事申込みに係る加入金から適用し、同日前の工事申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月26日条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る水道料金（以下この項において「料金」という。）であって、適用日から平成26年4月30日までの間に初めて料金の額が確定するもの（適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、適用日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計

算した金額に係る部分に限る。)に係る別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

4 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の工事の申込みに係る加入金について適用し、同日前の工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月23日条例第26号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(白河市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第3条の規定による廃止前の白河市簡易水道及び白河市赤仁田簡易給水施設条例(以下「旧簡水条例」という。)の規定により給水を受けていた区域の平成28年4月使用分から同年9月使用分までの間の料金は、第2条の規定による改正後の白河市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお旧簡水条例の例による。

附 則 (平成29年3月22日条例第15号)

改正

令和元年9月30日条例第30号

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(料金に係る経過措置)

2 改正後の白河市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、平成29年10月使用分以後の料金から適用し、同年9月使用分以前の料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第1及び前項の規定にかかわらず、白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年白河市条例第183号)別表第2の表中2の款の給水区域に係る平成29年10月使用分から令和2年9月使用分までの料金は、次のとおりとする。この場合において、料金の1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

期間	料金
平成29年10月使用分から平成30年9月使用分まで	改正後の条例別表第1の規定による料金(以下「改正後料金」という。)から間差額(改正後料金からこの条例による改正前の白河市水道事業給水条例別表第1の2の表の規定による料金を減じて得た額をいう。以下同じ。)に4分の3を乗じて得た額を控除した額
平成30年10月使用分から令和元年9月使用分まで	改正後料金から間差額に4分の2を乗じて得た額を控除した額
令和元年10月使用分から令和2年9月使用分まで	白河市水道事業給水条例等の一部を改正する条例(令和元年白河市条例第30号)による改正後の白河市水道事業給水条例別表第1の規定による料金(以下「新条例の改正後料金」という。)から新条例の改正後料金とこの条例による改正前の白河市水道事業給水条例別表第1の2の表の規定による料金との差額に4分の1を乗じて得た額を控除した額

附 則 (令和元年9月30日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(料金に係る経過措置)

2 第1条の規定による改正後の白河市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の水道の使用に係る水道料金(以下「料金」という。)について適用し、施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であつ

て、施行日から令和元年10月31日までの間に初めて料金の額が確定するもの（施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）に係る同条例別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
（加入金に係る経過措置）

4 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の工事の申込みに係る加入金について適用し、同日前の工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月17日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第27条関係）

区分		基本料金（1月につき）	水量料金
メーターの口径	13ミリメートル	539円	1立方メートルから10立方メートルまで
	20ミリメートル	1,452円	
	25ミリメートル	2,365円	1立方メートルにつき68.20円
	30ミリメートル	3,718円	11立方メートルから20立方メートルまで
	40ミリメートル	7,249円	
	50ミリメートル	10,736円	1立方メートルにつき112.20円
	75ミリメートル	26,884円	20立方メートルを超えるもの
	100ミリメートル	46,695円	
	125ミリメートル	68,750円	
臨時用			1立方メートルにつき363円
消火栓目的外使用の場合			1栓10分間につき2,508円
公衆浴場に水道を使用する場合			1立方メートルから200立方メートルまで 1立方メートルにつき37.40円 200立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき56.10円

備考

- 1 料金は、基本料金と水量料金との合計額とする。
- 2 前項の規定に基づき算定される額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 この表において「公衆浴場」とは、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により福島県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。

別表第2（第32条関係）

加入金

メーターの口径	金額
13ミリメートル	66,000円

20ミリメートル	121,000円
25ミリメートル	253,000円
30ミリメートル	385,000円
40ミリメートル	770,000円
50ミリメートル	1,320,000円
75ミリメートル	3,520,000円
100ミリメートル	5,720,000円
125ミリメートル	管理者が別に定める。